

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第19号

熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和54年熊本県規則第49号）の一部を次のように改正する。
第3条中「掛金の納付」を「掛金」に改め、「知事が発行する納入通知書」の次に「又は口座振替の方法」を加え、「熊本県指定金融機関又は熊本県収納代理金融機関に」を削る。
別記第4号様式中

掛金の納付方法	知事が発行する納入通知書により、熊本県指定金融機関又は熊本県収納代理金融機関に払い込んでください。	を
---------	---	---

掛金の納付方法	知事が発行する納入通知書又は口座振替の方法により、納入してください。	に
---------	------------------------------------	---

改める。
別記第6号様式（裏）及び別記第7号様式（裏）中「障害保健福祉課」を「知的障害福祉課」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第20号

熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県公共育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則（昭和46年熊本県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条、第4条及び第8条中「社団法人熊本県畜産開発公社」を「財団法人熊本県農業公社」に改める。

第8条ただし書中「24か月以内とする。」を「この限りでない。」に改める。

第8条の表牧場の用途の欄中「乳用牛」の次に「及び肉用牛」を加え、同表乳用牛のほ育及び育成の項家畜の条件の欄中「24か月令」を「30か月令」に、同項使用期間の欄中「23か月」を「29か月」に改め、同表肉用牛の育成の項及び肉用牛の夏期放牧の項を削る。
別記様式中「・夏期放牧」を削り、「社団法人熊本県畜産開発公社」を「財団法人熊本県農業公社」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第21号

熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年熊本県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第10号及び第11号」を「第7号及び第8号」に改める。

第3条第2項中「県民生活総室」を削る。

第5条に次の1項を加える。

2 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における第2条第3項の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

第6条第2項中「及び」を「、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに」に改める。

第8条第1項中「より提出する書類には、それぞれ副本1通を添える」を「よる書類の提出は、同項に掲げる書類を添付した事業報告書等提出書（別記第5号の2様式）を知事に提出してするものとし、次項の表3の項提出すべき書類欄に掲げる書類を併せて添付する」に改め、第8条第2項の表中